

## 保険料の決まり方

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和8年度保険料は、令和7年(2025年)中の本人や家族の所得などに応じて、下表のいずれかの段階に決まります。家族(住民票上の世帯)は、毎年度4月1日(年度中に被保険者の資格を取得した方は資格取得日)時点の状況で判断します。

保険料段階表(令和8年度)

※10円未満は切り捨て

保険料段階	対象者		保険料率	1人あたりの年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者(世帯全員が市民税非課税)		基準額 × 0.235	18,556円
	本人が市民税非課税	本人の公的年金等の収入金額*1と、合計所得金額*2の合計が82.65万円以下		
本人の公的年金等の収入金額と、合計所得金額の合計が82.65万円超120万円以下		基準額 × 0.435	34,348円	
本人の公的年金等の収入金額と、合計所得金額の合計が120万円超		基準額 × 0.68	53,693円	
世帯に市民税課税者がいる		本人の公的年金等の収入金額と、合計所得金額の合計が82.65万円以下	基準額 × 0.9	71,064円
		本人の公的年金等の収入金額と、合計所得金額の合計が82.65万円超	基準額	78,960円
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.15	90,804円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額 × 1.24	97,911円
第8段階		本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額 × 1.47	116,072円
第9段階		本人の合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額 × 1.675	132,258円
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額 × 1.8	142,128円
第11段階		本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額 × 1.9	150,024円
第12段階		本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額 × 2.2	173,712円
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額 × 2.35	185,556円
第14段階		本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 × 2.6	205,296円
第15段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額 × 2.85	225,036円

年度途中に市外から引っ越して来たときや市外に引っ越したとき、65歳になったときなどは、神戸市で資格のある期間に応じて月割り計算します。

- ※1 公的年金等の収入金額とは、老齢年金などの課税対象となる年金収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金収入は含まれません。
- ※2 合計所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した所得金額の合計額で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額です。株式譲渡所得など申告分離課税の所得金額を含み、現年分離課税の退職所得、雑損失、繰越損失は含みません。なお、土地建物等の譲渡所得に特別控除がある場合は、特別控除額を差し引いて計算します。
- ※3 第1～第5段階については、※2で計算した合計所得金額を、給与所得及び公的年金等に係る雑所得金額の合計から10万円控除(ただし、控除後、合計額が0円を下回る場合は0円とする)した額で算定し直します。さらに、租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項に定める所得金額調整控除額を加え、そこから公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。
- ※4 介護保険法施行令の改正により、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の場合、令和7年度税制改正における、給与所得控除の最低保障額の引き上げ(引き上げ後65万円)がなかったものとして、合計所得金額の算定及び市民税課税・非課税の判定を行います。

### 介護保険料のお知らせに「みなし課税」の旨記載がある方は減免対象です(申請不要)

令和8年度に限り、税制上は市民税非課税でも、介護保険料算定上は課税と判定される場合があります(「みなし課税」※4参照)。該当の場合、介護保険料のお知らせ(納入通知書)の右下「[4]保険料段階の決定根拠」欄に記載があります。その場合は、市民税非課税として保険料金額を算定した金額相当に減免した金額を原則翌月までに納入通知書にて通知します。

### 介護保険料段階が1～3段階の方は 高齢者定期予防接種の「無料」証明書類として使用できます

高齢者定期予防接種時に、納入通知書(介護保険料のお知らせ)を医療機関に提示すると「無料」証明書類として使用できます。納入通知書を紛失した場合、また、第4～8段階の方についても税制上非課税世帯に該当する場合は、別途無料対象確認証を接種前に事前申請してください。

おとなの予防接種 ▶



お問い合わせ先 | シニア予防接種コールセンター ☎078-777-4349



## 介護保険料についての「よくあるご質問」



### 01 介護保険料は、なぜ支払う必要があるのですか？

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支えていくための仕組みです。保険料は、制度の維持やサービス提供のために使われます。40歳から64歳までは医療保険料と合わせたお支払いでしたが、65歳からはお住まいの市町村に保険料をお支払いいただくこととなります。

※64歳までの保険料については、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

### 02 65歳になりました 他都市から転入しました 介護保険料は、 いつからかかりますか？

65歳になった月・転入した月から保険料がかかります(日割りはありません)。お支払いが始まる月については以下のとおりです。

#### 原則

65歳になった・転入した月の翌月からお支払いが始まります。

#### 例外

- ①1日生まれの方は、当月からお支払いが始まります。
- ②誕生日(転入日)が3月2日～6月1日の方は、6月からお支払いが始まります。

※3月2日～4月1日の方は、以下の2種類が届きます。

- i 前年度分(3月分)の納入通知書と納付書
- ii 今年度分(4月以降分)の納入通知書と納付書

### 03 納付書はいつ届きますか？

納付書でのお支払いのある方には、このお知らせ到着後数日以内に郵送でお届けします。

最大10枚の納付書を年3回に分けて送付します。

1回目(6月) 1,2,3,4期分(4枚)

2回目(10月) 5,6,7期分(3枚)

3回目(1月) 8,9,10期分(3枚)

※年金引去り及び口座振替の方には、納付書は送付いたしません。

### 04 介護保険料の一括納付は できますか？

【年金引去り・口座振替の方】

一括納付はできません。

【納付書でお支払いの方】

複数枚の納付書で一度にお支払いが可能です。

一括納付用の納付書はありません。また、一括納付による割引はありません。

2回目以降にお送りする予定の納付書を取り寄せて一括納付をご希望の場合はお住まいの区の区役所・支所の介護医療係にお電話ください。

### 05 昨年と保険料が違います。 なぜですか？

ご本人や世帯の方の収入に増減があった場合や、4月1日時点での世帯構成の変更が考えられます。

また、令和8年度に限り、特例措置(1ページ※4)による場合もございます。

加えて、今年度は1段階～5段階の判定基準となる年金収入額とその他の合計所得の合計額が、80.9万円から82.65万円に変更になりました。

### 06 「年金振込通知書」と「介護 保険料のお知らせ」の保険料 が違います。どちらが正しい ですか？

介護保険料のお知らせ(納入通知書)の保険料額が正しい金額です。「年金振込通知書」「年金額改定通知書」には、金額変更される前の保険料額がそのまま記載されている場合があります。

# 07 介護保険料は、どのように支払うのですか？

原則、介護保険法第135条により、特別徴収(年金引去り)でお支払いいただきます。ただし、65歳になられた(転入された)後、一定期間は普通徴収(口座振替や納付書)でのお支払いになります。下の【特別徴収の要件】にあてはまる方は、【特別徴収開始の目安】のとおり自動的に特別徴収になります。開始時期が決まった場合は、引去りする2か月前にお知らせをお送りいたします。また、年金引去りへの切り替え時に自動的に普通徴収の請求は停止するため、二重払いにはなりません。ただし、年度途中で保険料が変更になった場合など、特別徴収と普通徴収の両方で払っていただくことがあります。

なお、老齢基礎年金の支給繰り下げを行う場合、老齢厚生年金のみ受給している場合は、特別徴収の対象にはなりません。

## 【特別徴収の要件】



【特別徴収開始の目安】 ※実際の開始月は、年金の支給状況等により異なることがあります。

年金の支給が開始した月など	4～9月	10・11月	12・1月	2・3月
開始時期の目安	翌年度4月	翌年度6月	翌年度8月	翌年度10月

※年度途中で特別徴収が停止した方は、上の表によらず、原則翌年度の10月から特別徴収が再開します。再開するまでの間は、普通徴収(口座振替や納付書)でお支払いいただきます。

# 08 特別徴収(年金からの引去り)されなくなりました。どうしてですか？

次の①～④に該当した場合、年金引去りが止まる場合があります。(止まるまでに2～3か月の期間を要します)

- ①年金引去り対象の年金が支給されなくなったとき
- ②年度の途中で保険料が減額されたとき(確定申告の修正によって所得が減少した場合など)
- ③一昨年度から昨年度、当年度にかけて、保険料額が大きく変動したとき
- ④被保険者ではなくなったとき(神戸市外に転出した、お亡くなりになった場合など)

# 09 仮徴収とは何ですか？

特別徴収の方は、年6回の年金支払い月に保険料が年金から引去られます。新年度分の保険料額は6月に決定しますが、その決定を待ってから引去りを始めると、1回当たりの負担額が大きくなってしまうため、法令上、4月・6月・8月は、前年度の2月分と同じ金額を引去ります。ただし、10月以降の引き去り額を均一にするために、8月分の引去り額は変更する場合があります。

## 例 保険料 第7段階

前年度	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	14,000円	14,000円	17,500円	15,100円	15,100円	15,100円

  

当年度	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	15,100円	15,100円	18,810円	16,300円	16,300円	16,300円

10月以降の引き去り額を均一にするため、4・6月の引き去り額から金額を変更しています。

# 介護保険料の減免制度

## 01 保険料段階が第4～15段階で失業などにより本人や家族の所得が大幅に減少する方

要件	減免内容
①本人の属する世帯の生計を維持する方が失業した、死亡した、長期入院した、心身に重大な障害を受けた等いずれかに該当する。	左の①～④のすべてに該当すれば、所得の減少の割合に応じて1.2割～8.89割を減額します。
②本人の属する世帯の令和8年中の見込み所得の合計金額が①の事情により令和7年(2025年)と比べて半分に減る。	
③本人の属する世帯の令和8年中の見込み所得の合計金額が1か月あたり24万5千円以下である。	
④本人の属する世帯の令和8年中の見込み所得から判断すると、保険料段階が今年度4・5段階の方は来年度1・2・3段階に、今年度6～15段階の方は来年度1～5段階に保険料段階が下がると見込まれる。	

※①の事情が発生した時期によって減免適用は翌年度以降になることがあります。

## 02 保険料段階が第1～3段階で生活が困窮している方

下表の要件1、2の両方を満たす方がそれぞれ表示の内容の減免を受けられます。

要件 1	要件 2	減免内容
第1段階(生活保護受給者以外)か第2・3段階で、原則として令和7年(2025年)1年間の収入の合計金額(非課税収入含む)が単身世帯で60万円以下(2人以上の世帯では2人目から1人あたり17万5千円を加算した額以下)	下記の①～③をすべて満たす方 ①市民税課税の方に扶養されていない ②市民税課税の方と生計をともにしていない ③資産などを活用してもなお生活が困窮している状態と認められる(預貯金などの金融資産が350万円以下の場合など)	第1段階の保険料の半額相当額に減額
第2・3段階で、原則として令和7年(2025年)1年間の収入の合計金額(非課税収入含む)が単身世帯で120万円以下(2人以上の世帯では2人目から1人あたり35万円を加算した額以下)		第1段階の保険料の相当額に減額

※特別な事情により当年の収入が前年より収入が減少した場合に、前年でなく当年の収入で判定し上記の減免が適用できることもあります。詳しくはお住まいの区の区役所・支所の介護医療係にお問い合わせください。

## 03 その他

01、02の減免のほか、次の①～③の方も減免を受けられる場合があります。

※いずれの減免も、申請期限は原則、当年度中です。前年度以前の保険料については、減免申請できない場合があります。

- ①災害により住宅、家財に著しい被害を受けた方のうち一定の方
- ②刑事施設などへの収監が、2か月を超える方
- ③保険料段階が第2・3段階で「神戸市在日外国人等福祉給付金」を受給している方

### 〈お問い合わせ先〉

よくあるご質問はこちら▼



■ 制度全般について  
神戸市お問い合わせセンター  
(年中無休 8時～21時)  
☎0570-083-330 または  
☎078-333-3330

メールフォームはこちら▶



■ 個別の介護保険料、減免について  
お住まいの区の区役所・支所まで

東 灘 841-4131(代)	灘 843-7001(代)
中 央 335-7511(代)	兵 庫 511-2111(代)
長 田 579-2311(代)	須 磨 731-4341(代)
垂 水 708-5151(代)	北 593-1111(代)
西 940-9501(代)	北 神 981-5377(代)
北須磨支所 793-1212(代)	